

2—(19) 土地賃貸借契約合意契約書(期限付)

## 土地賃貸借契約合意解約書(期限付)

貸主 (以下「甲」という。)と、借主 (以下「乙」という。)は、別紙物件目録1記載の甲所有の土地(以下「本件土地」という。)につき 年 月 日付で甲乙間で締結した土地賃貸借契約(以下「本契約」という。)につき、以下のように合意したので、これを証するために、本合意書2通を作成して記名押印の上、各自1通保持する。

### (合意解約)

**第1条** 甲及び乙は、\_\_\_\_\_との理由から、本件土地に関する本契約を、 年 月 日をもって終了する旨合意する。

### (土地明渡し)

**第2条** 乙は、甲に対し、前条に定める契約終了期日までに、別紙物件目録2記載の乙所有の建物(以下「本件建物」という。)及び附属物を収去し、本件土地を明け渡す。

**2** 本件建物の収去及び本件土地の明渡しに要する費用は、乙が負担するものとする。

### (残置物の処分)

**第3条** 本件土地の明渡し後において、本件土地に乙所有の物が残置されていた場合、乙はその所有権を放棄し、甲が、乙の負担でこれを任意に処分できるものとする。

### (立退料)

**第4条** 甲は、乙に対し、 年 月 日限り、本件土地の明渡しと引き換えに、立退料として金 円を支払う。

### (明渡遅延損害金等)

**第5条** 乙が、第1条に定める期限までに明渡しがなされなかつたときは、その期限の翌日以降明渡しが完了するまでの間は、1ヶ月当たり地代の2倍に相当する額を遅延損害金として支払うものとする。

### (敷金・保証金の返還)

**第6条** 甲は、乙に対し、本件土地の明渡しが完了した後速やかに、乙が交付した敷金・保証金につき、契約に定める償却をし、賃料の不払い等の乙の債務(前条の遅延損害金を含む。)が残存する場合には当該債務を差し引き、その残額を無利息で返還するものとする。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

貸主 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

借主 \_\_\_\_\_ 印

## 別紙物件目録

### 1 土地の表示

所 在 \_\_\_\_\_

地 番 \_\_\_\_\_

地 目 \_\_\_\_\_

地 積 \_\_\_\_\_

### 2 建物の表示

所 在 \_\_\_\_\_

家屋番号 \_\_\_\_\_

種 類 \_\_\_\_\_

構 造 \_\_\_\_\_

床面積 \_\_\_\_\_